

『平成23年度 指導部の目標と重点指導項目』

JVA国内事業本部 審判規則委員会 指導部

1 目標

- (1) 公正・公平な立場で、ルールを正確に適用し、ラリーの継続を大切にして、観衆・マスメディアを魅了するようなダイナミックなプレーを引き出す審判実践を行う。
- (2) 審判員は、役員、競技参加者に対する言動に十分注意し、相互の信頼関係を築く。
- (3) 審判技術の向上を目指すために日々の研鑽に努める。
- (4) 技術統計については、より正確な判定とデータ作成を行うことができるようなスタッフのスキルアップを図る。

2 重点指導項目

《6人制》

【主審】

I. 権限と責務

第23条第2項権限、第3項責務を十分理解し、試合全体をコントロールする。特に下記の項目についてでは、毅然とした態度で臨む。

- ① チーム・メンバーによる不法な行為（相手に向かって“ガツツポーズ”などで挑発・威嚇する行為など）に対して、第21条「不法な行為と罰則」に則って罰則を適用する。また、審判団（副審・ラインジャッジ）に、チームから判定に対するクレームがあった場合は、その内容を確認し、適切に対応する。
- ② 判定に対する質問は、ゲーム・キャプテンのみであるので、監督や他の競技者からの質問は受けつけない。

II. 判定について

(1) タッチ・ネットの判定

「競技者が相手のプレーを妨害する行為」を理解して判定する。ネット上部の白帯とアンテナに触れた場合反則になるので、主審がタイムリーに判定できるように視点を動かさないようにする。

※ ネット上部の白帯部分は、主審が判定しなければならないのに、副審だけが吹笛していることが多い。主審側のタッチ・ネットを副審が判定していることもある。ネット際に視点を残して判定するようとする。（早くポールを追い過ぎて見逃している）

※ プロッカーがアンテナに触れたときの判定が、逆になってしまことがある。ネットやアンテナにボールや競技者が近づいてきたときは、起きうる反則を整理し準備して判定する。

(2) バック競技者のアタック・ヒット及びブロックの判定

- ① サービスの吹笛前に、ポジションの確認をして、反則が起きた瞬間に吹笛をする。特にセッターとバック・アタックする競技者の位置を確認しておく。セッターが前衛のときは、バック・アタックを打つ選手を確認しておく。

昨今、バック・アタックの攻撃が多様化され速くなっているので、判定の方法を研究する。

- ② セッターがバックの場合、フロントゾーンでジャンプトスをしたときに、反則が起きる場合がある。（ネットより完全に高い位置でトスしたボールが、相手のブロックに当たるなど）

(3) ネット際の判定

① タッチ・ネットの判定

「競技者が相手のプレーを妨害する行為」を理解して判定する。

- ・ボールをプレーする動作中に、ネット上部の白帯やアンテナの先端 80cm までの部分に触れたとき
- ・ボールをプレーしているときにネットの支持を得たとき

- ・アドバンテージを得ようとしたとき
- ・正当なプレーの試みに対して妨害するような動作をしたとき
- ② ブロックの判定
 - ・ブロック時のキャッチ・ボールを明らかなものは判定をする。ボールを持ち上げて落としたり、押し込んだり、相手に対してコースを変えて掘んで投げるようなケースである。
- ③ オーバー・ネットの判定
 - ネット上に視点を置き、ボールと手の接点を見て判定する。
 - ・ブロッカーのオーバー・ネットは、セッターがトスを上げる前、上げた後、または同時にブロックしたとき
 - ・ネット上の同時プレーは、どちらかがオーバー・ネットしているとき
 - ・相手から返球されてくるボールを明らかにオーバー・ネットしてアタック・ヒットを完了したとき
 - ・自チームからのトスを明らかにオーバー・ネットして相手チームへ返球するとき

【副審】

I、権限と責務

- 第24条第2項権限、第3項責務を十分理解し、主審を補佐し、自身の責務を遂行する。
- ① ベンチにいるチーム・メンバーの不法な行為に対してコントロールし、主審に報告する。
 - ② 記録員と互いに協力し合って任務を遂行する。サービス順が間違っている場合の手続き、競技者交代やタイム・アウトの手続き、遅延や不法な行為の記録などが完全に行われているかを確認する。記録員の手続き完了（両手を挙げる）を待って、主審に再開の合図を送る。手続きを完了しないうちに主審がサービスの吹笛をした場合には、副審は吹笛をして再開を止める。
 - ③ プロトコールの最中、コンポジションの確認をする。

II、判定について

(1) タッチ・ネットの判定

- ① 網目の部分と下部の白帯の部分は反則にならないが、反則になる場合は吹笛をする。また、インタフェアになっているかいないかを判定をする。
- ② ネット上部の判定は、副審の責務では無いが、主審を補佐して判定する。
- ③ ペネットレーション・フォルト
 - ① 競技者がペネットレーション・フォルトの反則とならないケースであっても、インタフェアになっていないかを判定する。トラブルにならないよう、コントロールする。
 - ② 片方の足（両足）が、センター・ラインを完全に越えて、相手コートに触れて反則となる場合を、的確に判定する。（セッターがトスを上げるとセンターラインを踏み越すときなど）

※ ネット際でプレーしているとき、ネット下方でお互いに身体接触をして、プレーを妨害してしまうことがあるので、副審は状況を見て判定できるようにする。

(3) アンテナ付近の判定

ボールがアンテナに触れたのか、選手がアンテナに触れたのか、どちらのチームが反則になったのか正確に判定ができるようにする。

※ ボールの位置によって、アンテナのタッチ・ネットの反則が起きることをあらかじめ予測をして位置取りを工夫する必要がある。

(4) 許容空間外側のボール通過の判定

ボールを取り戻す場合のアンテナ付近の判定及びアンテナ付近を通過して相手コートに入る場合の判定では、位置取りを速くし正確に判定できるようにする。

(5) バック競技者及びリベロ・プレーヤーの判定

主審を補佐してタイムリーに吹笛できるように、ラリー中、バックの競技者の動きを視野に入れ判定できる位置取りを速くする。昨今、バック・アタックの攻撃が多様化され速くなってきて

いるので、判定の方法を研究する。

- ※ ラリーが終了した後、ラリーに負けた方で公式ハンド・シグナルを追従する。移動しながら公式ハンド・シグナルを示さない。
- ※ ワンローテーションする間に攻撃パターンを頭に入れて（セッターが前衛のときの攻撃パターン）、ブロックerとアタック・ラインが視野に入る位置取りができるよう研鑽を積む。
- ※ バック・アタックがあるチームの場合は、あまり前後の動きを大きくしないように工夫する必要がある。

III、競技中断の手続きについて

(1) 競技者交代

クイック・サブスティチューションを採用する場合は、手順及び取扱いを十分理解をし、スムーズに行えるようにする。

(2) タイム・アウト、テクニカル・タイム・アウト

- ① タイム・アウトとテクニカル・タイム・アウトの要求後、ワイピングがある場合、5mのフリー・ゾーンがあるときは、サイド・ラインから3mはベンチ近くまで下がるようコントロールする。5mのフリー・ゾーンが無い場合（ワイピングが無い場合も含む）は、ベンチ近くにいるようにコントロールする。
- ② タイム・アウトとテクニカル・タイム・アウトの最中とその後：
 - i、中断の許可後、ベンチに下がるときにベンチ近く（上記①参照）まで下がるようにコントロールし、モッパーがフロント・ゾーンを折り返すまで確認し、主審とアイコンタクトを取る。
 - ii、記録が正確に記載されているか、また、中断の要求時のリベロ・プレーヤーの位置を確認する。
 - iii、支柱を背にして両ベンチが見えるように立ち、中断終了前にコートに入らないようにコントロールする。（ユニフォームが出ている選手がいれば、入れるように注意する。）
 - iv、タイム・アウト後、コートに入ることが遅くなるような場合、吹笛とシグナルで促し、繰り返す場合は何回も吹笛して促さずに、遅延の制裁を与える。
- ③ ゲームの流れを読み、チームの要求に速やかに対応する。
ワンラリー毎にベンチ・コントロールを行い、ブザーがあるときは、ブザーに頼り過ぎないようにする。
- ④ 最終セットのチェンジコート後、ライン・アップ・シートで両チームの次のサーバーを確認し、チェンジコート前の状態になっていることを確認する。タイム・アウト、サブスティチューションおよびリベロ・プレーヤーのリプレイスメントは、チェンジコート後すべてを確認した後、許可する。

【記録員】

第25条第2項責務を十分理解し、自身の責務を遂行する。

- (1) サービス順の確認、得点の確認をしながら、正確に記録をつける。疑わしいときは試合を止め、アシスタント・スコアラー等に確認をしてミスの無いようにする。
- (2) プロトコールの最中、コンポジションの確認をする。
- (3) クイック・サブスティチューションを採用する場合は、タイミング良くブザーを鳴らし、落ち着いて記録する。
- (4) 最終結果（RESULTS）の集計を素早く行う。（例：セット毎にメモ用紙に集計していく）
- (5) 記載ミスをした場合は、二重線で消す。主審・副審が確認したときに誤りがあったときは、記録員が修正する。

【アシスタント・スコアラー】

第26条第2項責務を十分理解し、自身の責務を遂行する。

記録員と声を掛け合って、競技者交代の番号や得点を確認し合う。

- (1) リベロ・プレーヤーの交代を正確に記録し、反則があった場合、ブザーを鳴らす。
- (2) ブザーがある場合、セット間終了合図は、ブザーで合図する。この場合、副審は吹笛しない。

- (3) タイム・アウト、テクニカル・タイム・アウトの最中、リベロ・プレーヤーの位置を副審に通告する。リベロ・プレーヤー2人を持つチームの場合、リベロ・プレーヤーがコートにいるとき、番号も副審に通告する。
- (4) スコアーボードの得点が正しいか確認する。
- (5) テクニカル・タイム・アウトの開始と終了を通告する。
※ 1分をオーバーしないようにする。
- (6) 予備の公式記録用紙を準備し、必要があれば記録員に渡す。

【ラインジャッジ】

- (1) 担当するライン判定は、確実に判定をする。ボールコンタクトは、確実に見えた場合に限りフラグ・シグナルを示す。
- (2) アンテナに関わる判定方法やボールを取り戻す場合の判定方法を確認し試合に臨む。
- (3) 競技者がアンテナに触れた場合、旗を振り競技者を指す。

《9人制》

【主 審】

I、権限と責務

第27条第1項権限、第2項責務を十分理解し、試合全体をコントロールする。特に下記の項目についてでは、毅然とした態度で臨む。

- ① チーム・メンバーによる不法な行為（相手に向かって“ガツツポーズ”などで挑発・威嚇する行為など）に対して、第25条「不法な行為」に則って罰則を適用する。また、審判団（副審・ラインジャッジ）に、チームから判定に対するクレームがあった場合は、その内容を確認し、適切に対応する。
- ② 判定に対する質問は、ゲーム・キャプテンのみであるので、監督や他の競技者からの質問は受けつけない。

II、判定について

(1) ネット際の判定

- ① タッチ・ネットの判定

タッチ・ネットの判定は、副審に頼るのではなく、主審が見える範囲やネット上部の反則は判定しなければならない。

- ② オーバー・ネットの判定

ブロックとボールの接点を確実に見て判定をする。（オーバー・ネットの反則が起きる接点に視点を置く。）特に主審側で、オーバー・ネットをしていない状態で反則をとる場合がある。ブロック後のフォローの手がオーバー・ネットしても反則ではない。

- ③ ブロック行為なのか、そうでないのかを判定をする。（ブロック後優位なプレーにならないようする）

- ④ ブロック後の接触回数を正確に判定する。（1人が連續して3回プレーするなど）

(2) ハンドリング基準

- ① 2本目・3本目のハンドリング基準を確立させる。

- ② ネットプレーの判定で「ボールを掴んでネットプレーをする」ときのホールディングや「ネットプレーの後のオーバーパス」などがホールディングやドリブルになることがあるので注視する。

(3) 副審側の許容空間外側のボール通過の判定

ボールが副審後方の許容空間外側を完全に通過した場合は吹笛する。

【副 審】

I、権限と責務

第28条第1項権限、第2項責務を十分理解し、主審を補佐し、自身の責務を遂行する。

- ① ベンチにいるチーム・メンバーの不法な行為に対してコントロールし、主審に報告する。

- ② 記録員と互いに協力し合って任務を遂行する。サービスング・オーダーが間違っている場合の手続き、競技者交代やタイム・アウトの手続き、遅延や不法な行為の記録などが完全に行われている

かを確認する。記録員の手続き完了（両手を挙げる）を待って、主審に再開の合図を送る。手続きを完了しないうちに主審がサービスの吹笛をした場合には、副審は吹笛をして再開を止める。

③ プロトコールの最中、コンポジションの確認をする。

II. 判定について

(1) ネット際の判定

- ① タッチ・ネットの反則は、第21条第3項を理解し、正確に判定をする。
- ② 主審にワンタッチのハンド・シグナルを送るタイミングは、1本目のレシーブ後に送る。ハンド・シグナルを送るときは、主審と目を合わせる。

(2) アンテナ付近の判定

ボールがアンテナに触れたのか、選手がアンテナに触れたのか、どちらのチームが反則になつたのか正確に判定ができるようにする。

(3) 許容空間外側のボール通過の判定

- ① アンテナ付近を通過する許容空間外側の判定では、位置取りを速くし正確に判定できるようにする。
- ② ボールが主審後方の許容空間外側を完全に通過した場合は吹笛する。

(4) 競技中断の手続き

- ① 複数の競技者交代の手続きを1組ずつ正確に行う。（記録員との協働）

競技者交代の要求を確認した場合、直ちに吹笛しハンド・シグナルを示す。交代競技者が準備しているか確認をして、副審は、およそ監督が座るべきベンチの延長線とサイド・ラインの交点に立って競技者の交代をコントロールする（選手には声をかけて止まるように工夫をする）。そして、記録員の合図（片方の手を挙げる）を確認して競技者を交代させる。

交代競技者が準備していないときや、その交代が不法な場合は拒否をして、主審に遅延の手続きをするように合図する。

- ② ゲームの流れを読み、チームの要求に速やかに対応する。

ワンラリー毎にベンチ・コントロールを行う。

- ③ タイム・アウト後、コートに入ることが遅くなるような場合、吹笛とシグナルで促し、繰り返す場合は何回も吹笛して促さずに、遅延の制裁を与える。

※ ラリーが終了した後、ラリーに負けた方で公式ハンド・シグナルを追従する。移動しながら公式ハンド・シグナルを示さない。

【記録員】

I. 権限と責務

第29条第1項権限、第2項責務を十分理解し、自身の責務を遂行する。

(1) サービス順の確認を正確に行い、記録をつける。

(2) プロトコールの最中、コンポジションの確認をする。

(3) 複数の競技者交代の手続きを1組ずつ正確に行う（副審との協働）

記録員は、交代が正規であるならば、必ず副審と目を合わせて片方の手を挙げる。競技者交代の記録を完了した後、副審に両方の手を挙げて、記録が完了したことを報告する。複数の競技者交代の場合は、上記の手続きを繰り返す。

(4) 記載ミスをした場合は、二重線で消す。主審・副審が確認したときに誤りがあったときは、記録員が修正する。

【ラインジャッジ】

(1) 担当するライン判定は、確実に判定をする。ボールコンタクトは、確実に見えた場合に限りフラッグ・シグナルを示す。

(2) アンテナに関わる判定方法を確認し試合に臨む。

(3) 競技者がアンテナに触れた場合、旗を振り競技者を指す。

平成23年度 6人制ルールの取り扱いについて

『平成23年度 6人制ルール取り扱い』について、3月26日の審判規則委員会合同会議において、FIVB ルール改正された点及び平成22年度国内競技会の反省点から以下の点について重点を置き適用することを確認いたしました。

1、第15条第10項3 競技者交代の手順

- (1) 競技者交代は、競技者交代ゾーン内で行わなければならない。(第1条第4項3)
- (2) 競技者交代では、記録用紙に競技者交代を記録し、競技者の出入りを許可するのに必要な時間だけ競技は中断される。
- (3) 競技者交代の要求とは、正規の競技中断中に、交代競技者がコートに入る準備をして競技者交代ゾーンに入ることをいう。そうでない場合は、競技者交代は認められず、そのチームに遅延に対する罰則が適用される。(第16条第2項)
競技者交代の要求は、記録員または副審によって受け付けられ、適切なブザーまたは吹笛により通告される。
- (4) チームが、同時に2組以上の競技者交代をしようとするときは、すべての交代する競技者は同時に競技者交代ゾーンへ出向かなければならない。この場合、同一の要求と見なされ、交代は1組ずつ連続して行わなければならない。

(注)

競技者交代の手順詳細は、別紙を参照のこと。ナンバー・パドルおよびブザーを使用しないときの基本的な手順は下記の通りである。

- ①交代競技者が、サブスティチューションゾーンに入ったら、副審が吹笛し、ハンド・シグナルを示す。主審もハンド・シグナルを示す。
- その際、選手が準備をできていない場合は、拒否して遅延の罰則が適用される。
- ②副審は、ポールのそばで競技者交代をコントロールする。
- ③副審は、交代競技者の方を向き、競技者をサイド・ライン上に止まらせる。
- ④副審は、コート内の交代する競技者に手を上げさせる。
- ⑤記録員は交代できることを確認できれば、軽く手を挙げて合図を送る。交代できない場合は記録員が手を振る。
- ⑥副審は、記録員を確認し、手で合図をして競技者を交代させる。
- ⑦記録員は記録用紙を記入して、完了したら両手を上げる。
- ⑧複数の競技者交代の場合は、1組ずつ③から⑦の手順を同様に行う。
- ⑨副審は記録員を確認し、完了を主審に知らせる。
- ⑩交代競技者がサービスの吹笛後にサブスティチューションゾーンに入った場合は、拒否をして不当な要求とする。

交代競技者がサービスの吹笛後にサブスティチューションゾーンに入り副審が吹笛した場合は、遅延の罰則が適用される。

※ 競技者交代の要求を記録員のブザーで通告するとき、両チームほぼ同時に競技者交代の要求があった場合は、記録員がどちらのチームの要求を受け付けたのか、連携を取って手続きをする。その際、副審がどちらのチームの交代を行いうかを、コントロールする。

2、第15条 正規の競技中断

正規の競技の中止とは、タイム・アウトおよび競技者交代である。

中止とは、ラリーの完了から、主審によるサービスの吹笛までをいう。

(注)

- ア、ラリーの完了とは、プレー上の動作により1点を獲得したときをいう（第6条第1項3）。したがって罰則の適用によって得点が動いたことは、ラリーの完了とは見なさない。
- イ、正規の競技中断の要求は、ラリー完了から主審による次のサービスの吹笛までの間に要求することができる（第15条）のでノーカウントになった場合や試合を中断して遅延に対する罰則を適用（第19条第3項2(3)）した場合には、新たな中断の要求は認めない。

3、第11条第2項 ネット下からの相手コートへの侵入

- (1) ネット下から相手方空間に侵入しても、相手方への妨害にならなければ許される。
- (2) センター・ラインを越える相手コートへの侵入
 - ① 片方の足（両足）が、センター・ラインを越えて相手コートに触れても、侵入している片方の足（両足）の一部が、センター・ラインに接触しているか、その真上に残っていれば許される。
 - ② 両足より上部の身体のいかなる部分が、相手コートに触れても、相手のプレーを妨害しない限り許される。

(注)

- ア、セッターがトスを上げるときにセンター・ラインを踏み越すときなど、反則になる場合を的確に判定する。
- イ、競技者が相手コートに侵入してコートが濡れて、危険な状況が生じる恐れがあると主審・副審が判断した場合は、ノー・カウントになることがある。
- ウ、全身が相手コートに侵入した場合、足がコートについていない状態であっても反則となる。
- エ、競技者が相手コートへ侵入しペネトレーションフォールトの反則が成立しない場合でも、プレーの妨害になったと判断した場合は、インタフェアの反則となる。

4、第11条第3項 ネットへの接触・第4項 ネット近くの競技者の反則

(1) 第11条第3項 ネットへの接触

- ① 競技者が、ネットに触れても、相手方のプレーを妨害しない限り、反則とはならない。
- ② 競技者は、相手方のプレーに影響を与えない限り、ネットを含め、支柱、ロープ、あるいはアンテナ外側のいかなる物体に触れてもよい。
- ③ ボールがネットに打ち込まれ、そのためにネットが相手方競技者に触れても、反則したことにはならない。

(2) 第11条第4項4 ネット近くの競技者の反則

競技者が相手のプレーを妨害する行為とは、次のことをいう。

- ① ボールをプレーする動作中に、ネット上部の白帯やアンテナの先端80cmまでの部分に触れたとき。
- ② ボールをプレーしているときに、同時にネットの支持を得たとき。
- ③ アドバンテージを得ようとしたとき。
- ④ 正当なプレーの試みに対して妨害するような動作をしたとき。

(注)

- ア、プレーの後、相手コートへの侵入など反則が起きることを防ぐためにネット（ネット全長）にぶら下がったり、ネットの助けを借りていると判断した場合は、タッチ・ネットの反則となる。また、相手のプレーに影響を与えると判断したとき（アンダーロープに捕まった場合も含む）、タッチ・ネットの反則となる。
- イ、第11条第4項②・③・④については、タッチ・ネットの反則を科し、スポーツマンシップに反する行為に対して「罰則段階（反則、退場、失格）」に従って（個人の制裁として累積する）罰則を適用する。

《例》

- ① 相手のプレーを妨害するためや審判の判定を惑わすために意図的にネットを引っ張るような行為
- ② チーム・メイトのプレーを援助するために故意にネットを引っ張り下げるような行為
- ③ ネットを下げながらアタック・ヒットするような行為

5、第19条第4項 新しいリベロ・プレーヤーの再指名

(1) リベロ・プレーヤー2人を持つチーム

- ① リベロ・プレーヤーを2人持ち、そのうち1人がプレーできなくなった（退場、病気、負傷等で）チームは、リベロ・プレーヤー1人で試合をすることができる。第2のリベロ・プレーヤーが活動リベロ・プレーヤーとなる。再指名は認められないが、2人ともプレーの続行ができないと宣言された場合は、この限りではない。

(2) リベロ・プレーヤー1人のチーム

- ① リベロ・プレーヤーが1人しか記録用紙に登録されていない場合、そのリベロ・プレーヤーがプレーできなくなったと宣言された場合には、監督はその時点でコート上にいない他のどの選手（交代した競技者を除く）でも、試合終了までリベロ・プレーヤーとして再指名することができる。監督（もしくは監督不在の場合はゲーム・キャプテン）は再指名の要求を副審に伝えなければならない。
- ② もし、再指名されたりベロ・プレーヤーがプレーできなくなった場合には、さらにリベロ・プレーヤーを再指名することができる。しかし、この場合、元のリベロ・プレーヤーは試合に戻ることはできない。

(注)

ア、リベロの再指名の方法は、次のとおりである。

①監督がブザーを押し、副審に、口頭で「リベロの再指名」を要求する（ハンド・シグナルは示さない）。そのとき、リベロと再指名される競技者は、リベロ・リプレイスメント・ゾーンに、ナンバー・パドルを使用する場合は、ナンバー・パドルを持って準備をして立っていなければならない。（再指名された競技者はビブスを着るか、活動リベロと同じユニフォームを着る。しかし番号は自身と同じものを付ける）

※ リベロが、コート上にいるときでも、再指名をすることができる。

②副審は吹笛し、記録席にリベロの再指名の要求であることを口頭で伝える。この際ハンド・シグナルは示さない。

③記録員は、再指名した競技者が、リベロと交代した競技者でないことをアシスタント・スコアラーに確認し、片方の手を上げる。

④副審は、リベロの再指名を許可する。

⑤記録員は記録用紙の特記事項欄に、アシスタント・スコアラーはリベロ・コントロール・シートのコラムに、それぞれリベロの変更を記載する。

※ Aチームが第1セット 13 : 14 のときリベロの再指名の要求があった場合
(リベロ: №. 14、再指名の競技者: №. 9)

【記録用紙】リベロの再指名／A／1 (13 : 14) №. 14 → №. 9

【リベロ・コントロール・シート】リベロの再指名の記載欄に記載する。

⑥記録員は、アシスタント・スコアラーの記載が完了していることを確認したら、両手を上げて副審に知らせる。副審は、主審に両手を上げて知らせる。

イ、セット間にリベロの再指名をしたいとき、監督はリベロを再指名することを副審に伝える。副審は、スターティングメンバーの確認をした後、リベロの再指名の手続きを行う。

※ 国内特別ルールとして下記を適用します。

競技者が6名だけである場合、1名の競技者は負傷して続行不可能になった場合は、リベロを加えて6名の競技者にして競技を続行する。ユニフォームは、リベロのユニフォームのままで競技する。

6、第21条第2項 罰則をともなう不法な行為

チーム・メンバーによる役員、相手チーム、チーム・メイトおよび観衆に対する不法な行為は、違法の程度によって三種類に分類される。

(1) 無作法な行為

礼儀作法、道徳に反した行為や、軽蔑するいかなる行為や態度を示した場合

(2) 侮辱的な行為

中傷的あるいは侮辱的な言葉やジェスチャーを示した場合

(3) 暴力的な行為

身体的な暴力的な行為、挑発的あるいは威嚇的な態度をとった場合

(注)

ラリー終了後、ネット越しに、相手に対して挑発や威嚇するような態度（ガツツポーズ）については、軽度な不法な行為としてチームに警告を与える。

7、第24条第3項2 副審の責務

副審は、試合中、次の点に関して判定し、吹笛をして合図する。

- (1) 相手コート、およびネット下方の空間への侵入（第11条第2項）
- (2) レシービング・チームのポジションの反則（第7条第5項）
- (3) 競技者が、ネット下方の部分に触れ反則になる場合、副審側のアンテナに触れた場合（第11条第3項1）
- (4) バック競技者がブロックを完了したり、リバロ・プレーヤーがブロックを試みた場合
(第13条第3項3、第14条第6項2、6)
バック競技者、およびリバロ・プレーヤーがアタック・ヒットの反則を犯した場合
- (5) ボールが外部の物体に触れた場合（第8条第4項2、3）
- (6) ボールが床に触れて、主審がその接触を確認できない場合（第8条第3項）
- (7) 相手側コートへ送るボールの全体またはその一部が副審側の許容空間外側を通過した場合、または、副審側のアンテナにボールが触れた場合（第8条第4項3、4）

(注)

ルール改正により、タッチ・ネットの判定に集中するのではなく、バック競技者の判定を確実にできるような目の付け方・位置取りをする。

以上

平成23年度 9人制ルールの取り扱いについて

公益財団法人 日本バレーボール協会
国内事業本部 審判規則委員会

『平成23年度 9人制ルール取り扱い』について、3月26日の審判規則委員会合同会議において、平成22年度国内競技会の反省点から以下の点について重点を置き適用することを確認いたしました。

I 改・修正項目

1、罰則段階表の改正について

(1) 第25条第1項 軽度の不法な行為

競技参加者が、試合中にプレーへの牽制等軽度な不法な行為をしたときは、チームに警告をする。その試合中、そのチームが軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。

行為の区分	回数	行為者	罰則内容	提示すべきカード	処置の仕方
無作法な行為	1回目	いずれの競技参加者でも	反則	黄	相手チームに1点とサービス権を与える。
	2回目	同一競技参加者	退場	赤	そのセットの残りの間、ベンチ等から退去させる。
	3回目	同一競技参加者	失格	赤・黄一緒に	その試合の残りの間、ベンチ等から退去させる。
侮辱的な行為	1回目	いずれの競技参加者でも	退場	赤	そのセットの残りの間、ベンチ等から退去させる。
	2回目	同一競技参加者	失格	赤・黄一緒に	その試合の残りの間、ベンチ等から退去させる。
暴力的な行為	1回目	いずれの競技参加者でも	失格	赤・黄一緒に	その試合の残りの間、ベンチ等から退去させる。

(2) 公式記録記入法に、警告をしたときも記入する。

記載例：

適用した罰則等			不当な要求		チーム A	チーム B	
警告	反則	退場	失格	セット	AB	得点	記載記号例
W				1	B	27:28	警告：W 遅延の罰則：D 競技者：(NO) 監督：C コーチ：AC マネージャー：M 部長：H
	3			3	B	9:8	
D				3	A	9:10	
D				3	B	16:17	
	D			3	A	18:16	

第1セット、A28対B27のとき、Bチームの5番が判定に抗議したので警告。
「警告」欄に「W」、「セット」欄に「1」、「AB」欄に「B」、「得点」欄に「27:28」と記入する。

II 重点項目

1. 第21条第4項 オーバー・ネット

- (1) イン・プレー中、競技者がネット上を越えて相手コート内にあるボールに触れたときは、オーバー・ネットの反則とする。
- (2) オーバー・ネットの限界線は、ネット上端の白布のふくらみいっぱいまでとし、競技者の手とボールとの接触点で判断する。
- (3) 手または腕がボールに触れた後、相手コート内に出ても反則ではない。

(注)

オーバー・ネットを判定するときは、ボール1個分を目安にアタック側に視点を置き判定するようする。

2. 第6条第3項 サービス順の確認

- (1) 両チームの先発競技者は、試合（セット）開始前、サービス順にエンド・ラインに整列する。
- (2) サービス順の確認時に公式記録用紙に記載されたサービス順に入っていない競技者がいたときは、チームは記載されている競技者に戻さなければならない。ただし、その競技者を出場させたいときは、試合（セット）開始前であっても正規の競技者交代（第13条第1項）を要求し、その競技者をコートに入れることもできる。

(注)

- ① サービス順を確認するとき、控えの競技者をベンチ前で記録員からも見えるように整列させてから行う。
- ② サービス順に入っていない競技者がいたときは、その時点で上記の手続きを行い、その後、サービス順の確認をする。
- ③ サービス・オーダー票に記載されていない競技者を残したいときは、副審がエンド・ラインでサービス順の確認の際に、監督の要求があれば交代を認めることができる。交代する競技者に手を上げさせる。この場合、正規の競技者交代として公式記録用紙に記録する。

3. 第13条第1項 正規の競技者交代

- (1) 競技者交代は、ラリー終了後、次のサービス許可の吹笛までに、監督またはゲーム・キャプテンが主審または副審にハンド・シグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。この場合のラリー終了とは、いずれかのチームが相手チームの反則により1点を得た場合をいう。
- (2) 競技者交代は、1セットに3回、3人を限度として同じ中断中に、複数を、または連続して要求することができる。同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲーム・キャプテンはその数を示すものとし、この場合、交代は1組ずつ連続して行う。
- (3) 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。交代競技者及び被交代競技者は、交代の要求が認められたときは速やかに記録席近くのサイド・ライン上で片方の手を上げ、副審の合図で交代する。
- (4) 競技者交代の要求が不当な要求として拒否されたり、試合の遅延となったときは、試合の再開後、一つのラリーがあった後でなければ、そのチームは再び競技者交代を要求することはできない。

(注)

- ① 監督またはゲーム・キャプテンは、主審または副審にハンド・シグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。
- ② 同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲーム・キャプテンはその数を示すものとしているが、その数を示さなかった場合であっても、「連続して要求することができる」ところから、再度競技者交代の要求があったときはその交代は認められる。
- ③ 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。したがって、競技者交代の要求後にトレーニングウェアなどを脱ぐような場合は、コートに入る準備ができていないため試合の遅延により処理する。
- ④ 競技者交代の要求の際、ウォーム・アップエリアから走ってくる場合、拒否や遅延の対象とはしないが、歩いてくるような場合は注意する。但し、繰り返された場合は遅延の対象となる。

4、第14条 不当な要求及びその処置

不当な要求は、主審または副審は拒否する。ただし、プレーに影響を及ぼしたり、同一試合中に同一チームの競技参加者が不当な要求を繰り返したときは、そのチームを試合の遅延（第24条）として処置する。

不当な要求は、下記の5項目である。

- ① 主審のサービス許可の吹笛と同時にその後の要求
- ② 第1サービスと第2サービスの間の要求
- ③ イン・プレー中の要求
- ④ 規定回数を超えた要求
- ⑤ 要求する権利のない競技参加者がした要求

5、第19条第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスを開始したとき（サービス順の誤り）
- (2) サービスを2回続けて失敗したとき（ダブル・フォールト）

（注）

サービス順を誤ってサービスを開始したときの処置手順を再度確認する。

- ① 記録員は、誤ったサーバーが、サービスを開始したときに、ブザーで通告する。
※ サービスを開始する前に通告しない。（副審に間違っていることを話しかけない）
- ② 副審は、片方の手を上げて吹笛をして合図をし、ラリーを止める。
- ③ 副審は、記録員と誤ったサーバーと次のサーバーの番号を確認する。
- ④ 副審は、吹笛をして公式ハンド・シグナル⑫を示す。主審は、次にサービスするチーム側の腕を横にあげる。
- ⑤ 副審は、サービス順を誤ったチームのゲーム・キャプテンを呼んで、次のサーバーの番号を告げる。

6、第17条 特殊な事情による試合の中止と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止し、ノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。なお、これらの場合の試合の再開は、第10条第2項に定めるところによる。

- (1) 他のボールや、他のコートの競技者がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。
- (2) 照明など設備や競技用具が破損または故障したとき。
- (3) 天候の異変、地震等やむを得ない事故が発生したとき。

(注)

- ① 「プレーの妨げになったとき」には、プレーの妨げとなる場合も含むものであり、例えば、サービスが打たれた後にレシーブチームにボールが侵入した場合などが該当する。プレーに妨げにならないところにボールが侵入した場合は、そのままプレーを継続する。
- ② サービスの吹笛後、サービスが打たれる前に、他のボールや他のコート競技者がコートに侵入したときは、片方の手を挙げて止める。(ノーカウントにはしない)
- ③ 「ラリー終了」(第12条1、第13条第1項1)とは、どちらかのチームが得点を得る場合をいうこととする。したがって、ノーカウントになった場合は得点を伴わないので、競技者交代及びタイム・アウトの要求はできない。

7. 公式記録記入法

次のようなときは、特記欄に、セット/チーム(両チームの得点)/その内容の順に簡潔に記載する。

(1) サービス順の誤りで遡って得点を取り消したとき。

反／1／A (4：1) 6番のサービスを8番が打った。

※ 「遡って得点を取り消さない場合は、記載しない。

(2) 不法な競技者がプレーしたとき。

● セット没収したとき

セ没／2／B (16：12) 不法な競技者がプレーした。

● 試合没収したとき

ゲ没／2／B (16：12) 不法な競技者がプレーした。

(3) 競技者が負傷し、例外的な競技者交代または回復のタイム・アウトを認めたとき。

例競／1／A (13：14) No.7→No.8

(4) 特殊な事情による試合の中止で、試合再開が遅くなったとき、または試合が中止もしくは延期になったとき。

試合の中止／1／ (4：6) 停電のため中止

(5) セットまたは試合の没収があったとき。

● セット没収した場合

セ没／2／B (16：12) 試合の続行を拒否した。

● 試合没収した場合

ゲ没／2／B (16：12) 試合の続行を拒否した。

(6) その他主審が特記欄に記入しておくことが必要と認めたとき。

以上